뭉

特定空港 周 辺航空機騒音対策特別措置法施行令の一部を改正する政令

内 閣 は、 特定空港周 辺航 空機騒音対策 特 |別措| 置法 昭昭 和 五十三年法律第二十六号) 第二条第二項及び第三

条第 項  $\mathcal{O}$ 規定に基づき、 こ の 政 令を制定する。

特 定空港 周 辺 航 空 機 騒 音 対 策 特 別 措 置 法 施 行 令 (昭 和五 十三年政令第三百五 十五号) 0 部 を次の ように

改 正 す・ る。

第二 条中 「航 空 機 **|** | | | | | | | | 響度レ べ ル を 一時 間 帯補 正等価 騒 音 レ べ ル に、 航 空機  $\mathcal{O}$ 離 陸 又 は着 陸 に 伴

を 「当該 特定空港に お 1 て 離 陸 し、 又は着は 陸 する航空機による」 に、 時 刻等」 を 時 間帯その 他  $\mathcal{O}$ 事

項」 に、 「が 五. を 「が四デシベ ル に改 いめる。

第一 項 第 号 中 「航空機 騒音影響度レベ ル を 時 間帯補正等価騒音レベル」に、 「七十五」を

六十二デシベ ル に、 八十一 を 「六十六デシベル」 に改める。

附 則

施 行期 月)

1 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2  $\mathcal{O}$ 政 令  $\mathcal{O}$ 施 行 の 日 (以 下 「施行日」 という。 以後に行う特定 空港 周 辺航空機騒音 対策 特 別 措 置 法

以 下 法」 という。 第二 条 第三 項  $\mathcal{O}$ 規 定により る調 査  $\mathcal{O}$ 時 点 以 前  $\mathcal{O}$ 直 · 近 に 同 条第二項  $\mathcal{O}$ 規定 に より 特 定 空

港  $\mathcal{O}$ 設 置 者 が 当 該 特定空 港  $\mathcal{O}$ 周 辺 で 航 空 機  $\mathcal{O}$ 著 L *\*\ 騒 音 が及ぶこととなる 地 域 E お け る 航 空 機  $\mathcal{O}$ 騒 音  $\mathcal{O}$ 程

度 を当 該 都 道 府 県 知 事 に 示 L た 時 点 が 施 行 日 前 で あ る 場 合 に は 同 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 当 該 時 点 12 お 1 て 当 該

都 道 府 県 知 事 に 示 た 事 項 のう 5 当 該 地 域 内  $\mathcal{O}$ 調 査 地 点 に お け るこ  $\mathcal{O}$ 政 令 に ょ る 改 正 前  $\mathcal{O}$ 特 定 空 港 周 辺 航

空 機 騒 音 対 策 特 別 措 置 法 施 行 令第二条 に 規定する る航 空 機 騒音 影 響 度 V べ ル に 応じて国 王 交通 省 1令で: 定 8 る

値 を 該 事 項 0 うち当 該 調 查 地 点に おけるこの 政令による改 正 後 の特 定空 港 周 辺 航 空 機 騒 音 対 策 特 別 措

置 法 施 行令 (以 下 新 令 とい う。 第二条に規定す る時 間 帯 補 正 等 価 騒音 レ べ ルとみな して、 同 条  $\mathcal{O}$ 規

定を適用する。

3 施 行 日 以 後 初  $\Diamond$ 7 法 第二 一条第 項 後 段  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 特 定空 港  $\mathcal{O}$ 設 置 者 が 当該 特 定 空 港  $\mathcal{O}$ 周 辺 で 航 空 機  $\mathcal{O}$ 

著 1 騒 音が 及ぶこととなる地 域 E お け る航 空 機  $\mathcal{O}$ 騒 音 0 程 度を当っ 該 都道 府 県 知 事 に 示 す ま で  $\mathcal{O}$ 間 に お 1

て航空機騒音対策基本方針を変更する場合における航空機騒音障害防止地区とすべき地域及び航空機騒音

新令第三条第一項第一号の規定にかかわらず、

なお従前の例による。

障害防止特別地区とすべき地域を定める基準については、

止地区及び航空機騒音障害防止特別地区とすべき地域を定める基準を改める等の 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の規定による航空機騒音対策基本方針におい 必要が あるからである。 て航空機騒音障害防